

令和2年5月13日開会

令和2年5月

市議会臨時会(第2回)議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
議案第 34 号	寝屋川市特別職の職員の給料等の特例に関する条例の制定	1
議案第 35 号	寝屋川市介護保険条例の一部改正	3
議案第 36 号	令和 2 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 37 号	令和 2 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 38 号	固定資産評価員の選任	5

議案第 34 号

寝屋川市特別職の職員の給料等の特例に 関する条例の制定

寝屋川市特別職の職員の給料等の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月13日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市特別職の職員の給料等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する状況にあることに鑑み、現に在職する特別職の職員に対し支給する給料及び地域手当（以下「給料等」という。）の特例を定めるものとする。

(給料等の特例)

第2条 令和2年6月1日から同年11月30日までの間において、特別職の職員（市長、副市長及び教育委員会の教育長をいう。）に対し現にその支給定日に支給する給料等に関し、当該給料月額（地域手当の算定に係る給料の月額を含む。以下同じ。）については、寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和44年寝屋川市条例第24号。以下「特別職給与条例」という。）第3条及び別表の規定（市長に対し支給する給料等にあつては、寝屋川市長の給料等の特例に関する条例（令和元年寝屋川市条例第3号）第2条の規定を含む。）にかかわらず、これらの規定による給料月額から特別職給与条例別表に定める額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

寝屋川市介護保険条例の一部改正

寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月13日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市介護保険条例（平成 12 年寝屋川市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項から第 5 項までの規定中「平成 31 年度及び令和 2 年度の各年度」を「令和元年度」に改め、同条に次の 3 項を加える。

- 6 第 1 項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 2 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,350 円とする。
- 7 第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 2 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,800 円とする。
- 8 第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 2 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、52,160 円とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の寝屋川市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第 5 条第 6 項から第 8 項までの規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

履 歴 書

本 籍 〃
住 所 〃
氏 名 市 川 克 美 (いちかわ かつみ)
生 年 月 日 〃

学 歴

昭 和 59 年 3 月 同志社大学法学部法律学科卒業

職 歴

昭 和 59 年 4 月 寝屋川市に就職
平 成 18 年 4 月 企画財政部企画政策室課長
平 成 19 年 7 月 経営企画部企画政策室課長
平 成 21 年 4 月 経営企画部ブランド戦略室長 (次長待遇)
平 成 24 年 4 月 市民生活部部长兼産業振興室長
(農業委員会事務局長併任)
平 成 25 年 4 月 市民生活部部长兼産業振興室長
平 成 28 年 4 月 理事 (健康部担当) 兼健康部部长兼保険事業室長
平 成 29 年 4 月 理事 (健康部担当) 兼健康部部长
平 成 30 年 4 月 理事 (経営企画部・まち政策部担当) 兼都市未来政策監
兼経営企画部長
令 和 元 年 6 月 寝屋川市副市長
現在に至る

公 職 歴 等

な し

賞 罰

な し